

○順天堂大学動物実験等管理規則

平成20年8月1日

規第平20—1号

(目的)

第1条 この規則は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。）に基づき、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」（平成18年日本学術会議作成。以下「ガイドライン」という。）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保を図る観点から、順天堂大学（以下「大学」という。）における動物実験等を適正に行うために、必要な事項を定めることを目的とする。

2 大学における動物実験等の実施(大学以外の機関等に委託等して実施する場合を含む。)については、動物愛護法、飼養保管基準、基本指針及び「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）その他の法令等の定めによるほか、この規則の定めるところによる。

(基本原則)

第2条 動物実験等の実施は、動物愛護法及び飼養保管基準に従って、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすることをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の3R（Replacement、Reduction、Refinement）に基づくものとし、学長の承認を得て、適正に行わなければならない。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 動物実験等 実験動物を大学の教育、研究、試験又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。

- (2) 飼養保管施設 実験動物を飼養（飼育）、保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室 実験動物に実験操作を行う動物実験室をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養、保管又は大学の施設等に導入するために輸送（大学の施設等間の移動を含む。）している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等に従事するすべての者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち本学の教員で、動物実験計画の立案及び動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 施設管理者 実験動物及び施設等の管理を統括する者であって、当該施設等を管理する部門長又は学長が指名する者をいう。
- (10) 実験動物管理者 施設等において施設管理者を補佐し、実験動物を管理する者であって、実験動物に関する知識及び経験を有する者のうちから、施設管理者が指名する者をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験責任者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 部門 動物実験等を行う学部、大学院研究科をいう。
- (13) 部門長 前号の部門の長をいう。
- (14) 管理者等 施設管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (15) 法令等 動物愛護法、飼養保管基準、基本指針、ガイドラインその他動物実験等に関して行政機関の定める法令等をいう。

（適用範囲）

第4条 この規則は、大学において実施される実験動物の生体を用いるすべての動物実験等に適用する。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を大学以外の機関等に委託等する場合、委託先においても法令等に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

（学長の責務）

第5条 学長は、本学における動物実験等の実施に関する最終的な責任を有し、動物実験等

の適正な実施のため、次の各号に掲げることを行う。

- (1) 動物実験計画を承認すること。
- (2) 動物実験計画の実施の結果を把握すること。
- (3) 動物実験計画書、動物実験の履行結果及び次条第1項に定める順天堂大学動物実験等全学委員会等の議事録等を保存すること。
- (4) 施設等の設置及び変更を承認すること。
- (5) その他適正な動物実験等の実施に必要な措置を講じること。

2 学長は、前項第1号から第4号に定める事項を、部門長等に委任することができる。

(動物実験等全学委員会等の設置)

第6条 学長は、順天堂大学バイオサイエンス安全管理規程第5条の定めに基づき、動物実験等を適正に行うため、順天堂大学動物実験等全学委員会（以下「全学委員会」という。）を置く。

2 部門長は、原則として、動物実験等部門委員会（以下「部門委員会」という。）を置く。

ただし、当該部門において部門委員会を設置することが困難な場合には、他の部門に設置された部門委員会をもってこれに代えることができる。

(全学委員会)

第7条 全学委員会は、動物実験等に係る次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) この規則及び順天堂大学動物実験等部門委員会規程（以下「部門委員会規程」という。）等の運用に関すること。
- (2) 動物実験計画及び施設等の設置に関して、法律等、この規則及び部門委員会規程への適合性の判断について要請のあったこと。
- (3) 部門長から学長に対して行われた動物実験等の実施状況に関する報告について、法律及び規則等への適合性に関すること。
- (4) 動物実験等に係る自己点検・評価に関すること。
- (5) 動物実験等における施設等及び実験動物の飼養保管に関する基本的なこと。
- (6) 事故発生の際に必要な措置及び改善策に関する基本的なこと。
- (7) その他適正な動物実験等の実施に関する重要なこと。

2 全学委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 部門委員会を設置している部門長
- (2) 部門委員会委員長

(3) 前各号に定めるもののほか、学長が必要と認めた者

- 3 全学委員会に委員長を置き、大学院医学研究科長をもって充てる。
- 4 委員長は、全学委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。
- 6 委員長は、全学委員会の審議結果を学長に報告するものとする。
- 7 全学委員会は、必要があると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 8 全学委員会は、必要に応じて持ち回り又は書面により開催することができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、全学委員会の運営に関し必要な事項は、全学委員会が別に定める。

(部門委員会)

第8条 部門委員会については別に定める。

(飼養保管施設の設置)

第9条 施設管理者は、飼養保管施設を設置又は変更する場合には、飼養保管施設(設置・変更)承認申請書を提出し、学長の承認を得るものとする。

- 2 学長は、前項の申請に基づき、全学委員会の審議及び調査を経て、承認又は非承認を決定し、その結果を当該施設管理者に通知する。
- 3 管理者等は、前項により承認を得た飼養保管施設でなければ、実験動物の飼養、保管又は動物実験等を行うことができない。

(飼養保管施設の要件)

第10条 前条第2項の承認に当たっては、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。
- (2) 実験動物の種・系統や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床及び内壁等の清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄及び消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走できない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 当該飼養保管施設に専任の実験動物管理者が置かれていること。
- (7) 当該飼養保管施設を主として当該部門が管理する以外の建物に設置する場合にあって

ては、当該建物を主として管理している部門長等の承認を得ること。

- (8) 実験動物の飼養、保管及び動物実験等の実施に関係のない者が飼養保管施設に立ち入らないよう必要な措置がとられていること。

(実験室の設置)

第11条 施設管理者は、実験室を設置又は変更する場合には、実験室（設置・変更）承認申請書を提出し、学長の承認を得るものとする。

- 2 学長は、前項の申請に基づき、全学委員会の審議及び調査を経て、承認又は非承認を決定し、その結果を当該施設管理者に通知する。

- 3 管理者等は、前項により承認を得た実験室でなければ、動物実験等を行うことができない。

(実験室の要件)

第12条 前条第2項の承認に当たっては、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走できない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (4) 当該実験室を主として当該部門が管理する以外の建物に設置する場合にあっては、当該建物を主として管理している部門長等の承認を得ること。
- (5) 実験動物の飼養、保管及び動物実験等の実施に関係のない者が実験室に立ち入らないよう必要な措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第13条 施設管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めるものとする。

(施設等の廃止)

第14条 施設管理者は、施設等を廃止する場合は、施設等廃止届を学長に届け出るものとする。

- 2 施設管理者は、前項の場合、必要に応じて動物実験責任者及び実験動物管理者と協力し、飼養中又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めるものとする。

(マニュアル（標準操作手順書）の作成と周知)

第15条 施設管理者及び実験動物管理者は、飼養保管基準に基づき、飼養及び保管のマニュアル（標準操作手順書）を作成し、動物実験実施者及び飼養者に周知するものとする。

（実験動物の導入）

第16条 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、法令等及びこの規則に基づき適正に管理されている機関より導入するものとする。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、必要に応じて、適切な検疫及び隔離飼育等を行うものとする。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養保管環境への順化及び順応を図るための必要な措置を講じるものとする。

（記録管理の適正化及び報告）

第17条 実験動物管理者は、実験動物の入手先、飼育履歴及び病歴等に関する記録台帳を整備し、保存するものとする。

2 実験動物管理者等は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物については、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別装置を技術的に可能な範囲で講じるように努めるものとする。

3 実験動物管理者は、前項の記録に関し統計を行い、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告するものとする。

（譲渡等の際の情報提供）

第18条 実験動物管理者は、実験動物の譲渡に当たり、当該実験動物の特性、飼養又は保管の方法及び感染性疾病等の履歴に関する情報を譲渡先に提供するものとする。

（輸送）

第19条 実験動物管理者は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止及び輸送用ケージ・輸送箱等からの逸走防止に努めるものとする。

（危害等の防止）

第20条 施設管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めるものとする。

2 施設管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関及び部門長又は学長へ連絡するものとする。

3 施設管理者は、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に係る予防に必要な措置を定めるとともに、万一発生した場合には速やかに必要な措置を講じるものとする。

4 施設管理者は、有毒動物の飼養又は保管に当たって、飼養保管基準に基づき人への危害

の発生の防止のため、必要な事項を別に定めるものとする。

- 5 施設管理者及び実験動物管理者は、実験動物の飼養、保管及び動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じるものとする。

(緊急時の対応)

第21条 施設管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置又は計画等をあらかじめ作成し、実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者及びその他関係者に対して周知を図るものとする。

- 2 施設管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めるものとする。

(人と動物の共通感染症に係る知識の習得等)

第22条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めること。また、施設管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めること。

(自己点検・評価等)

第23条 全学委員会は、第7条第1項第4号の定めに基づき動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を定期的に行い、必要に応じ管理者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

- 2 全学委員会は、必要に応じ自己点検・評価の結果について、学外の者に検証を求めることができる。

(情報公開)

第24条 全学委員会は、動物実験等に関する情報（学内関係規則等、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価及び検証の結果等に係る記録等）のうち必要な事項を毎年1回程度公表するものとする。

(特例措置)

第25条 動物実験実施者の所属する部門の組織規模等の事由により、当該部門でこの規則に定める事項を行うことができない場合において、当該部門長と他の動物実験等に関する部門長の協議を経て、学長が必要と認めるときは、当該動物実験実施者を他の動物実験等に関する部門の所属とみなし、この規則を適用することができるものとする。

(事務)

第26条 全学委員会に関する事務は、研究戦略推進センターが担当する。

(雑則)

第27条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

2 この規則の改廃は、全学委員会の議を経て、理事会の承認を得て学長が行う。

附 則

1 この規則に関する様式は別に定める。

2 この規則は、平成20年8月1日から施行する。

3 「順天堂大学医学部動物実験に関する指針」(平成元年9月21日学第1—9—3号)

及び「順天堂大学さくらキャンパス〔スポーツ健康科学部・大学院スポーツ健康科学研究科・医学部(一般教育)〕における教育・研究のための動物実験に関する指針」(平成2年1月20日学第1—18—1号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。